

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
7款 商工費	
3項 観光費	
1目 観光費	
負担金、補助及び交付金	
(公社)鳥取県観光連盟運営費負担金	98,596
宙ツーリズム推進協議会負担金	50
鳥取県着地型観光・体験情報発信事業補助金	3,132
鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金	10,000
モンベルフレンドエリア登録料	924
「いい旅！とっとり」誘客促進事業補助金 (バス旅行商品支援・旅行商品造成支援・広告宣伝支援)	41,500
「いい旅！とっとり」誘客促進事業補助金(観光パスポート作成支援)	4,250
鳥取・岡山広域観光協議会負担金	1,000
「ディスカバーウェスト」連携協議会負担金	5,000
鳥取自動車道活性化協議会負担金	900
NEXCO西日本連携キャンペーン負担金	420
JAFと連携した観光キャンペーン連携事業負担金	605
鳥取県観光二次交通運行支援補助金	22,588
鳥取県クルーズ客船受入推進事業補助金	1,800
中国知事会サイクリング部会負担金	1,000
サイクリングイベント等出展負担金	500
サイクルトレイン・サイクルバス普及推進事業補助金	250
鳥取県レンタサイクル拠点事業整備補助金	2,000
鳥取県サイクリングイベント開催支援補助金	1,500
サイクルトレイン環境整備支援事業補助金	4,825
山陰観光連盟山陰路部会負担金	2,000
鳥鉄の旅魅力造成支援補助金	2,000
東浜駅周辺整備負担金	1,267
とっとりサウナツーリズム促進イベント開催等支援事業補助金	3,000
教育旅行誘致推進事業(宿泊費助成)補助金	9,295
教育旅行誘致推進事業(体験型教育旅行誘致促進業務)補助金	9,700
砂丘イルミネーション支援補助金	7,500
「日本一のすなば」魅力まるごと事業負担金	6,800
鳥取砂丘西側上質化推進事業補助金	4,950
鳥取県フィルムコミッション活動支援補助金	20,457
アクティビティガイド安全管理推進補助金	1,535
宿泊施設魅力アップ事業補助金	16,000
体験型観光コンテンツ造成支援補助金	10,000
ハイエンドな移動手段の確保等支援補助金	3,000
「ようこそ鳥取県」国際チャーター便促進支援補助金	46,080
鳥取県外国人観光客誘致対策事業補助金	12,000
鳥取県外国人観光客倍増促進補助金	12,000
鳥取県外国人観光客送客促進事業補助金	57,000
米子ー香港国際定期便に係る運航経費補助金	61,000
米子ーソウル国際定期便に係る運航経費補助金	75,761
米子ー上海国際定期便に係る運航経費補助金	18,250
米子ー台湾国際定期便に係る運航経費補助金	32,000
国際定期便利用促進協議会負担金	31,887
国際定期便乗継利用促進事業補助金	200
国際定期便交流創出支援事業補助金	180
中国地域観光推進協議会負担金	5,050
関西国際空港内広域観光案内推進協議会	800
東アジア地域観光交流促進事業	1,800
日本政府観光局(JNTO)賛助会負担金	640

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
7款	商工費	
3項	観光費	
1目	観光費	
負担金、補助 及び交付金	東京・中国四国連携外国人旅行者誘致事業負担金	820
	山陰・瀬戸内・四国ドライブキャンペーン負担金	500
	(一社)山陰インパウンド機構運営事業負担金	100,000
	関西観光推進協議会負担金	5,000
	関西広域連合負担金	87,971
	(一社)アニメツーリズム協会会費	150
	まんが・アニメ資源活用誘客促進補助金	11,000
	まんが王国活動支援補助金	18,000
	国際マンガサミット事務局会費	100
	日本マンガ学会会費	10
	(一社)マンガアーカイブ機構会費	10
	国道29号周辺兵庫・鳥取地域振興協議会負担金	300
	ニク(29)ロード推進事業補助金	707
	わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会負担金	1,500
	氷ノ山県際交流推進事業補助金	290
	地域と進める中部ウォーキングリゾート補助金	1,000
	外国人ウォーカー誘客促進事業補助金	600
	SUN-IN未来ウオーク開催支援事業補助金	1,000
	鳥取県桜杯争奪相撲選手権大会支援補助金	400
	鳥取中部圏域広域観光連携推進事業補助金	15,000
	鳥取中部ふるさと広域連合への県職員駐在に係る庁舎利用費負担金	200
	大山山麓・日野川流域観光推進協議会負担金	17,310
	大山参道拠点整備事業補助金	2,893
	全日本トライアスロン皆生大会開催支援補助金	5,000
	皆生・大山SEA TO SUMMIT開催事業補助金	1,000
	中海オープンウォータースイム開催支援補助金	500
	サイクリングコース損害賠償責任保険加入費	11
	鳥取県温泉地魅力向上事業負担金	6,000
	日野郡ニューツーリズム推進事業補助金	1,050
8款	土木費	
4項	港湾費	
4目	空港費	
報酬	公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会委員 (第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等優先交渉権者選定)	6人
負担金、補助 及び交付金	鳥取空港特定運営事業交付金	502,341
	全国空港整備・利活用推進協議会負担金	90
	米子空港周辺地域振興交付金	9,869
	鳥取空港民間イベント補助金	7,067
6目	直轄空港事業費負担金	
負担金、補助 及び交付金	直轄空港事業費負担金	72,973

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度 鳥取県未来人材育成奨 学金支援事業	人口減少社 会对策課	180,000			令和7年度から 令和20年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ	
令和6年度 地域バス交通等体系整 備支援事業補助	交通政策課	補助金総額 235,560千円を限 度として、令和6 年度に交付決定 した額から令和6 年度に交付した 額を差し引いた額			令和7年度	限度額に同じ				限度額に同じ	
令和6年度 若桜線維持存続事業	交通政策課	5,522			令和7年度から 令和17年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ	
令和6年度 コミュニティ・ドライ ブ・シェア(鳥取型ライド・シ ェア)推進事業	交通政策課	314,592			令和7年度	限度額に同じ				限度額に同じ	
令和6年度 鳥取砂丘コナン空港管 理費	交通政策課	272,190			令和7年度	272,190	61,364	111,000		99,826	
令和6年度 夢みなとタワー管理委託 費	観光戦略課	27,428			令和7年度から 令和10年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平成27年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	170,708	平成28年度から 令和5年度まで	47,439	令和6年度から 令和8年度まで	123,269			123,269		
平成28年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	183,670	平成29年度から 令和5年度まで	53,388	令和6年度から 令和12年度まで	130,282			130,282		
平成28年度 若桜線維持存続事業補助	交通政策課	3,043	平成29年度から 令和5年度まで	1,850	令和6年度から 令和9年度まで	1,057				1,057	
平成28年度 特別寝台列車誘致事業補助	観光戦略課	13,928	平成29年度から 令和5年度まで	8,707	令和6年度から 令和9年度まで	4,975				4,975	
平成28年度 参道にぎわい活性化支援 事業補助	西部総合事務 所県民福祉局	36,380	平成29年度から 令和5年度まで	20,248	令和6年度から 令和8年度まで	8,678				8,678	
平成29年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	183,670	平成30年度から 令和5年度まで	40,913	令和6年度から 令和13年度まで	142,757			142,757		
平成29年度 若桜線維持存続事業補助	交通政策課	2,970	平成30年度から 令和5年度まで	1,406	令和6年度から 令和10年度まで	1,171				1,171	
平成30年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	188,620	令和元年度から 令和5年度まで	44,168	令和6年度から 令和14年度まで	144,452			144,452		
平成30年度 若桜線維持存続事業補助	交通政策課	2,695	令和元年度から 令和5年度まで	967	令和6年度から 令和11年度まで	1,160				1,160	
令和元年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	187,596	令和2年度から 令和5年度まで	31,266	令和6年度から 令和15年度まで	156,330			156,330		
令和元年度 若桜線維持存続事業補助	交通政策課	3,476	令和2年度から 令和5年度まで	707	令和6年度から 令和12年度まで	1,237				1,237	
令和元年度 爆発物検査装置賃借料	交通政策課	27,239	令和2年度から 令和5年度まで	12,056	令和6年度から 令和9年度まで	13,728				13,728	
令和2年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	181,976	令和3年度から 令和5年度まで	17,106	令和6年度から 令和16年度まで	164,870			164,870		
令和2年度 若桜線維持存続事業	交通政策課	3,333	令和3年度から 令和5年度まで	755	令和6年度から 令和13年度まで	2,014				2,014	
令和3年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	181,976	令和4年度から 令和5年度まで	8,016	令和6年度から 令和17年度まで	173,960			173,960		
令和3年度 若桜線維持存続事業	交通政策課	5,291	令和4年度から 令和5年度まで	772	令和6年度から 令和14年度まで	3,473				3,473	
令和4年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	181,974	令和5年度	453	令和6年度から 令和18年度まで	181,521			181,521		
令和4年度 若桜線維持存続事業	交通政策課	5,335	令和5年度	481	令和6年度から 令和15年度まで	4,809				4,809	
令和4年度 米子空港管理費	交通政策課	23,207	令和5年度	5,034	令和6年度から 令和7年度まで	7,551			1,132	6,419	
令和4年度 パスポート発給事務費	交流推進課	181,974	令和5年度	36,098	令和6年度から 令和9年度まで	144,611			80,000	64,611	
令和5年度 鳥取県未来人材育成奨学金 支援事業	人口減少社会 対策課	183,434			令和6年度から 令和19年度まで	183,434			183,434		
令和5年度 若桜線維持存続事業	交通政策課	6,446			令和6年度から 令和16年度まで	6,446				6,446	
令和5年度 空港管理費	交通政策課	1,543,521			令和6年度から 令和8年度まで	1,543,521				1,543,521	
令和5年度 鳥取砂丘コナン空港次期コ ンセッション準備事業	交通政策課	81,400			令和6年度から 令和8年度まで	81,400				81,400	
令和5年度 米子空港関係管理費	交通政策課	10,518			令和6年度から 令和8年度まで	10,518			513	10,005	
令和5年度 夢みなとタワー管理委託費	観光戦略課	463,600			令和6年度から 令和10年度まで	445,060				445,060	

条 例 名 等	鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提案理由 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、鳥取空港及びその関連する施設（以下「運営対象施設」）に公共施設等運営権を設定する場合には、選定事業者を公募の方法により選定する等に努めることとするとともに、これに伴い、適正かつ公正な運営等の確保及び空港の利用者の便益の増進を図るため、必要な事項を定める等所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 （1）知事は、公共施設等運営権を設定する場合には、選定事業者を公募の方法により選定する等、民間の資金、経営能力及び技術的能力を最大限に活用した効果的かつ効率的な空港の運営等ができるよう努めるものとする。 （2）選定事業者の選定の基準に次に掲げる基準を加える。 ア 運営対象施設の運営等に関する計画が空港の公正な利用を確保することができるものであること。 イ 運営対象施設の運営等に関する計画が空港の効用を最大限に発揮させるものであること。 ウ 運営対象施設の運営等に関する計画が運営対象施設を活用したにぎわいの創出に資するものであること。 （3）次のとおり空港機能施設事業（空港ビル等の航空旅客・航空貨物の取扱施設等の建設及び管理）に対する規制を定める。 ア 知事は、運営対象施設に公共施設等運営権を設定した場合には、空港機能施設事業を行う者を指定することができる。 イ 指定空港機能施設事業者が旅客取扱施設利用料を定めようとするときは、知事の認可を受けなければならないものとする。 ウ 知事は、指定空港機能施設事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。 エ 知事は、指定空港機能施設事業者が、空港機能施設事業を適正に行うことができないと認められる等の場合には、当該指定を取り消すことができるものとする。 （4）その他所要の規定の整備を行う。 （5）施行期日等 ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。 イ 上記の改正は、施行期日以後の公共施設等運営権の設定から適用する。</p> <p>3 参考 第2期コンセッション開始までのスケジュール（予定）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 度</th> <th style="text-align: center;">主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>● 実施方針（案）の公表、マーケット・サウンディング（11月～2月）</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>● 実施方針の策定・公表（夏期）、特定事業の選定、募集要項等の策定・公表（冬期）</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>● 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、特別目的会社（SPC）設立（秋期） ● 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>● 実施契約の締結・公表（春期）、業務引継期間（約1年間）</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>● 第2期事業開始（4月～）</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	主な内容	令和5年度	● 実施方針（案）の公表、マーケット・サウンディング（11月～2月）	令和6年度	● 実施方針の策定・公表（夏期）、特定事業の選定、募集要項等の策定・公表（冬期）	令和7年度	● 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、特別目的会社（SPC）設立（秋期） ● 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議	令和8年度	● 実施契約の締結・公表（春期）、業務引継期間（約1年間）	令和9年度	● 第2期事業開始（4月～）
年 度	主な内容												
令和5年度	● 実施方針（案）の公表、マーケット・サウンディング（11月～2月）												
令和6年度	● 実施方針の策定・公表（夏期）、特定事業の選定、募集要項等の策定・公表（冬期）												
令和7年度	● 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、特別目的会社（SPC）設立（秋期） ● 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議												
令和8年度	● 実施契約の締結・公表（春期）、業務引継期間（約1年間）												
令和9年度	● 第2期事業開始（4月～）												

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 空港の設置及び管理（第2条—第20条）</u></p> <p><u>第3章 公共施設等運営権の設定等（第21条—第24条）</u></p> <p><u>第4章 空港機能施設事業（第25条—第31条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第32条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項及び<u>第23条</u>の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p><u>第2章 空港の設置及び管理</u></p> <p>（権限の委任）</p> <p>第20条 略</p> <p><u>第3章 公共施設等運営権の設定等</u></p> <p>（<u>公共施設等運営権の設定</u>）</p> <p>第21条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第16条の規定により、選定事業者（同法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に<u>空港及び空港に関連する施設（以下「運営対象施設」という。）</u>の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。</p> <p><u>2 知事は、前項の公共施設等運営権を設定する場合には、選定事業者を公募の方法により選定する等、民間の資金、経営能力及び技術的能力を最大限に活</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び<u>空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項</u>の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第20条 略</p> <p>（<u>公共施設等運営権を設定する場合の特例</u>）</p> <p>第21条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第16条の規定により、選定事業者（同法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に<u>空港の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）</u>に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。</p>

用した効果的かつ効率的な運営対象施設の運営等ができるよう努めるものとする。

3 第1項の選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が次に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする。

(1) 運営対象施設の運営等に関する計画が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

イ 空港の公正な利用を確保することができるものであること。

ウ 空港の効用を最大限に発揮させるものであること。

エ 運営対象施設を活用したにぎわいの創出に資するものであること。

(2) 前号の計画に従って運営対象施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

(運営権者が行う業務)

第22条 前条第1項の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）が行う業務は、運営対象施設の運営その他の知事が別に定める業務とし、その基準は、知事が別に定める。

2 前項の業務を行うため、この条例（前条、前項、第25条、第26条及び第28条から第31条までを除く。）の規定に基づく知事の権限は、第20条の規定にかかわらず、運営権者が行うものとする。

(施設の利用等に係る料金)

第23条 前条第2項に規定する場合においては、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により空港の施設を利用する者及び第11条第1項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を運営権者に支払わなければならない。

2・3 略

(議会への報告)

第24条 略

第4章 空港機能施設事業

2 前項の選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が次に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする。

(1) 空港の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 空港の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

第22条 前条第1項の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）が行う業務は、空港の運営その他の知事が別に定める業務とし、その基準は、知事が別に定める。

2 前項の業務を行うため、この条例（前条及び前項を除く。）の規定に基づく知事の権限は、第20条の規定にかかわらず、運営権者が行うものとする。

第23条 前条第2項に規定する場合においては、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により空港の施設を利用する者及び第11条第1項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を納めなければならない。

2・3 略

(議会への報告)

第24条 略

(空港機能施設事業者の指定)

第25条 知事は、運営対象施設に公共施設等運営権を設定した場合には、次に掲げる要件を備えていると認められる者を、その申請により、空港において空港機能施設事業（空港法第15条第1項に規定する空港機能施設事業をいう。以下同じ。）を行う者として指定することができる。

(1) 基本方針（空港法第3条第1項に規定する基本方針をいう。次号において同じ。）に従って空港機能施設事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。

(2) 基本方針に従って空港機能施設事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

2 知事は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしないものとする。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(3) 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

(4) 法人又は団体であつて、その役員のうちの前3号のいずれかに該当する者があること。

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定空港機能施設事業者」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を公示するものとする。

4 指定空港機能施設事業者は、その氏名又は住所（法人にあつては、名称又は主たる事務所の所在地）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

5 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

(旅客取扱施設利用料)

第26条 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う指定空港機能施設事業者は、旅客取扱施設利用料（空港法第16条第1項に規定する旅客取扱施設利用料をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、その上限を定め、規則で定めるところにより、知事の認

可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをするものとする。

3 第1項の指定空港機能施設事業者は、同項の規定による認可を受けた旅客取扱施設利用料の上限の範囲内で旅客取扱施設利用料を定め、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の規定による届出がされた旅客取扱施設利用料が特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、当該指定空港機能施設事業者に対し、期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができる。

5 第1項の指定空港機能施設事業者は、第3項の規定による届出をした旅客取扱施設利用料をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(区分経理)

第27条 指定空港機能施設事業者は、規則で定めるところにより、空港機能施設事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(監督命令)

第28条 知事は、空港機能施設事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定空港機能施設事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(事業の休止及び廃止)

第29条 指定空港機能施設事業者は、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(指定の取消し)

第30条 知事は、指定空港機能施設事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

<p>(1) <u>空港機能施設事業を適正に行うことができな いと認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>この条例若しくはこの条例に基づく規則又は これらに基づく処分違反したとき。</u></p> <p>(3) <u>第28条の規定による命令に違反したとき。</u></p> <p>2 <u>知事は、指定空港機能施設事業者が前条の規定に よる空港機能施設事業の全部の廃止の許可を受けた ときは、第25条第1項の規定による指定を取り消す ものとする。</u></p> <p>3 <u>知事は、前2項の規定により第25条第1項の規定 による指定を取り消したときは、その旨を公示する ものとする。</u></p> <p><u>(指定を取り消した場合における措置)</u></p> <p><u>第31条 指定空港機能施設事業者は、前条第1項又は 第2項の規定により第25条第1項の規定による指定 を取り消されたときは、その空港機能施設事業の全 部を、知事又は当該空港機能施設事業の全部を承継 するものとして知事が指定する指定空港機能施設事 業者に引き継がなければならない。ただし、空港の 供用が廃止される場合においては、この限りでな い。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 雑則</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第32条 略</u></p>	<p>(規則への委任)</p> <p><u>第25条 略</u></p>
--	--------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例第3章及び第4章の規定は、この条例の施行の日以後の同条例第21条第1項の規定による公共施設等運営権の設定から適用する。

条 例 名 等	財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル用地）について							
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提案理由</p> <p>次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">鳥取市東品治町107番2ほか5筆</td> <td style="text-align: center;">2,013.20平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方</p> <p style="padding-left: 20px;">鳥取市東品治町106番地 鳥取バスターミナル株式会社</p> <p>(3) 貸付期間</p> <p style="padding-left: 20px;">令和6年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>(4) 貸付金額</p> <p style="padding-left: 20px;">バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該貸付に係る土地の国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条により交付すべき市町村交付金の額のいずれか高い額</p> <p>(5) 理由</p> <p style="padding-left: 20px;">バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、当該土地を利用してバスターミナル事業を行う鳥取バスターミナル株式会社に対して、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。</p> <p>(6) 経緯</p> <p style="padding-left: 20px;">昭和56年2月1日から鳥取バスターミナル株式会社に鳥取バスターミナル用地として減額貸付している。</p>		種 類	所 在 地	数 量	土地	鳥取市東品治町107番2ほか5筆	2,013.20平方メートル
種 類	所 在 地	数 量						
土地	鳥取市東品治町107番2ほか5筆	2,013.20平方メートル						